

プロジェクションマッピング実証実験実施方針

1 目的

プロジェクションマッピング実証実験は、プロジェクションマッピングに係る屋外広告物規制の取扱基準（案）に基づきプロジェクションマッピングを実施した際の景観への影響等を検証するために行うものとする。

2 実験対象

2019年3月15日（金曜日）から同年8月31日（土曜日）までの期間内に、公益イベント等で短期間（14日程度以内）実施するプロジェクションマッピングで、原則としてその表示内容に企業広告を含むもの

3 実施主体

プロジェクションマッピングの表示を行おうとする者

4 実施条件

（1）取扱基準（案）を遵守すること。

（2）次の事項について、プロジェクションマッピングの投影状況の撮影やアンケート等により検証し、プロジェクションマッピングの終了後、その結果を東京都（以下「都」という。）に報告すること。

①街並み及び景観への影響

主な視点場からの景観に著しい影響を与えないか。

②来街者及び周辺環境への影響

投影場所や周辺地域等において、まぶしい又は不快と感じられないか。

③交通安全への影響

信号機又は道路標識等の効用阻害又は車両運転者の幻惑のおそれがないか。

なお、実証実験についての詳細は、都と実施主体との協議により定めるものとする。

5 実施方法

（1）実施希望書等の提出

プロジェクションマッピング実証実験の実施を希望する者（以下「実施希望者」という。）は、実施希望書（別紙1）及び計画概要書（別紙2）に所要の事項を記入し、事前に（2）アの受付窓口に連絡し、受付日時を調整した上で、（2）イの受付期間内に当該実施希望書及び計画概要書を受付窓口へ持参し、提出すること。提出する部数は、正副2部とする。

（2）受付窓口並びに受付期間及び受付時間

ア 受付窓口

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課屋外広告物担当

東京都庁第二本庁舎 12階中央

電話番号（直通）03-5388-3335

イ 受付期間等

受付期間 2019年3月1日（金曜日）から同年6月28日（金曜日）まで

受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（ただし、土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。）

（3）実施候補者の選定

都は、（1）の規定により提出があった案件について、地元区市町の意見を聴き、実証実験の実施候補者（以下「実施候補者」という。）を選定するものとする。選定結果は、全ての実施希望者に書面により通知するものとする。

（4）許可申請手続

実施候補者は、東京都屋外広告物条例（昭和24年条例第100号）。以下「条例」という。）第30条に基づく特例許可の手続を経て、プロジェクションマッピングの実証実験を行う。

その他の許可申請に必要な手続は、条例及び東京都屋外広告物条例施行規則（昭和32年東京都規則第123号）による。

（5）結果報告

プロジェクションマッピング実証実験を実施した者は、プロジェクションマッピングの終了後、おおむね2週間以内に4（2）に定める検証結果を都に報告しなければならない。

6 その他の留意事項

- （1）実施主体は、本実証実験の実施に当たり、関係法令等を遵守すること。
- （2）関係行政機関や地元等との調整などは、実施主体が行うこと。
- （3）実証実験の実施に係る費用は、実施主体の負担とする。
- （4）上記のほか実証実験について必要な事項は、都と実施主体が協議の上定める。

年 月 日

プロジェクションマッピング実証実験実施希望書

プロジェクションマッピング実証実験の実施を希望します。

団 体 名 (担当者名)	名 称 所 在 地 所 属 氏 名 電 話
---	---

年 月 日

プロジェクションマッピングの計画概要書

公益イベント等の概要	※イベント名、目的、実施時期、実施場所、主催、共催等
プロジェクションマッピングの概要	※実施日時、実施場所、投影内容、表示面積等

※イベント及びプロジェクションマッピングの実施について詳細が分かる資料を添付してください。